

条 例 見 直 し 調 査

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県立藤野芸術の家条例		
条 例 番 号	平成 7 年神奈川県条例第 4 号	法 規 集	第 4 編第 1 章第 4 節
所 管 部 局 室 課	県民部青少年課		
条 例 の 概 要	神奈川県立藤野芸術の家（以下「藤野芸術の家」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 <small>（現在でも必要な条例か。）</small>	藤野芸術の家は、県民が自然及び人とのふれあい並びに芸術体験を通して豊かな感性と創造性をはぐくむための施設であり、現在でも設置する必要がある。 地方自治法第 224 条の 2 第 1 項の規定に基づき、藤野芸術の家の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものであり、必要な条例である。	
	有効性 <small>（現行の内容で課題が解決できるか。）</small>	藤野芸術の家は、体験工房や宿泊棟、ホール、キャンプ場等があり、県民が自然及び人とのふれあい並びに芸術体験を通して豊かな感性と創造性をはぐくむための宿泊型芸術活動施設として、有効に機能している。	利用者数 平成 20 年度 99,094 人 平成 19 年度 99,989 人
	効率性 <small>（現行の内容で効率的といえるか。）</small>	施設の管理にあたっては、指定管理制度を導入し、効率的に運営しているが、より指定管理者のインセンティブを高め、かつ適正な利用者負担を求める観点から、条例に規定する施設利用料金の上限額につき、所要の改正を行う必要がある。	平成 18 年度から平成 22 年度まで社団法人神奈川県青少年協会を指定管理者として指定。
	基本方針適合性 <small>（県政の基本的な方針に適合しているか。）</small>	青少年の健全な育成を図るための当施設は、「青少年が心豊かに育ち、自立できる社会づくり」を掲げる神奈川県力構想・実施計画に適合している。 また、指定管理制度の導入は、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致したものである。	
	適法性 <small>（憲法、法令に抵触しないか。）</small>	地方自治法上の公の施設として必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 近傍類似施設に比べ低廉となっている宿泊室等の料金について、受益者負担と指定管理者による弾力的な料金設定を可能とする観点から、条例に規定する施設利用料金の上限額につき、所要の改正を行う必要がある。	特 記 事 項
	次回見直し予定	未定	見直し規定の有無
		有	(無)